

「屋嘉比朝寄の厨子甕」の公開と活用について

－平成25年度実施の展示会と講座を中心に－

安斎 英介・鈴木 悠・宮城 明恵

(浦添市教育委員会文化課)

浦添市教育委員会では、18世紀に生きた琉球古典音楽の大家である屋嘉比朝寄の厨子甕の調査成果について、平成25年2月に記者発表を行った。また著者らは、浦添市文化部紀要『よのつぢ』第9号に調査報告と論文を投稿した。それらを受け、平成25年度上半期に「屋嘉比朝寄厨子甕展」、「沖縄学講座“浦添にねむる偉人”」、「沖縄考古学会研究発表会“琉球近世墓の考古学”」での3つの機会、一般市民向けに調査成果を公開した。本稿ではそれらの内容を紹介する。

これらの一連の公開活動では、同じ「モノ」の調査成果でも見せ方を変えることで公開と活用の幅が広がり、結果的に1000人を超える方々に厨子甕とその調査成果を公開することができた。また互いの公開活動では、広報も含め相互に連続性や補完性が発揮された点は発見であった。今後もさらに多くの場で公開するために、展示物の貸し出しなどを実施するとともに、今回頂いた様々な意見や反省点を今後の公開・活用に活かしていきたい。

About the Exhibition and Utilization of Yakabi Choki's Zushigame

－The 2013 plan focusing on implementing exhibitions and lectures－

Anzai Eisuke・Suzuki Yu・Miyagi Akie

(Urasoe City Board of Education - Culture Department)

ABSTRACT

At the Urasoe Board of Education in February 2013, we held a press release about the results of an investigation into the master of 18th Century Ryukuan classical music, Yakabi Choki's, Zushigame (Cinerary urn). Furthermore, the authors, in the ninth edition of Urasoe City Culture Department's journal 'Yonotsuji', published a report and a monograph on the subject. Taking these things into account, in the first half of 2013 we held three events publicizing the results of the investigation that targeted ordinary city residents; 'Yakabi Choki Zushigame Exhibition', 'Okinawa Study lecture -The Great Man who Sleeps in Urasoe-' and 'The Okinawan Archaeological Society's Research Presentation Meeting - The Archaeology of Early Modern Ryukuan Graves'. This paper will introduce them.

By this series of events, we were able to show the results of the investigation into the same artifact in different ways and to spread its utilization. As a result we were able to display the results to over 1000 people. Furthermore, through each event, points of mutual continuity and complementation were found, including publicity. In order to hold more displays at many places in future, as well as putting into action plans for loaning exhibits, the many opinions and ideas we received this time will be considered and used for future displays.

浦添市美術館所蔵 黒漆楼閣山水螺鈿印籠の保存修復報告と、 調査で判明した材質・構造について

大西 智洋・室瀬 和美
(目白漆芸文化財研究所)
當山 綾乃・宮里 正子
(浦添市美術館)

琉球漆芸の代表的な加飾技法に螺鈿がある。琉球の螺鈿は奄美群島、沖縄諸島、先島諸島海域で採取される、サザエ科の巻貝である。15世紀には、中山王から中国明朝皇帝へも螺殻として大量に贈られている。近世琉球においては、薩摩を通して日本の士族階層へ中国的な意匠の螺鈿漆器が製作された。本作品のような螺鈿印籠もその一つで、『琉球漆器考』にも類似作が記載されている。

平成24年度に浦添市美術館所蔵の黒漆楼閣山水螺鈿印籠の保存修復処置を行った。今回の修復では、近世琉球の印籠の技法や材料の新知見を得ることができた。修復途中の写真を紹介しながら、修復作業内容を報告する。また、修復前に九州国立博物館のX線CTによる調査と、修復中にデジタルマイクロスコプで損傷箇所の観察を行った。調査によって、目視だけでは判別できない材質・構造が明らかになったため報告する。

Preservation/Restoration Report of the Urasoe Museum of Art's black lacquer, tower and landscape, mother of pearl, pill boxes and information about structure and material quality identified during investigations.

Onishi Tomohiro・Murose Kazumi
(The Mejiro Institute for Urushi Conservation)
Toyama Ayano・Miyazato Masako
(Urasoe Art Museum)

ABSTRACT

The decorative technique which is representative of Ryukuan lacquer art uses mother of pearl. Ryukuan mother of pearl comes from the conch of turban shells gathered in the sea surrounding the Amami, Okinawa and Sakishima Island groups. At the 15th Century, large quantities were offered to dignitaries as spiral shells, from King of Chuzan to the Chinese Ming Dynasty. In early modern times in Ryukyu, a Chinese style design of mother of pearl lacquerware was produced, going through Satsuma to Japan's warrior class. A mother of pearl pill box such as this creation is one of them and a similar artifact is listed in the record, 'Ryukuan Lacquerware'.

By this restoration, we were able to get some new observations on the technique and quality of material in Ryukuan pill boxes from more recent history. In 2012 preservation/restoration measures were carried out on the Urasoe Museum of Art's black lacquer, tower and landscape, mother of pearl and pill boxes. While introducing photographs taken during restoration, the details of the restoration itself will be reported. Furthermore, thanks to the pre-restoration investigative X-ray and CT scans at Kyushu National Museum, during restoration we carried out an observation of the damaged areas with a digital microscope. Also because of the investigation, material quality and structure that can't normally be distinguished with the naked eye became clear and so will be reported.

ヤッチのガマから出土した漆工芸品の分析 ～琉球の漆はどこから来たのか？～

本 多 貴 之・宮 腰 哲 雄

(明治大学理工学部応用化学学科)

伊 郷 宗一郎

(明治大学大学院理工学研究科応用化学専攻)

宮 里 正 子・岡 本 亜 紀

(浦添市美術館)

沖縄県久米島町ガンジン原内に位置する「ヤッチのガマ」は、地下ダム造成の際に調査が行われた遺跡である。同遺跡は洞穴内に存在し1998～1999年にかけて発掘が行われた。その際に埋葬品として多くの陶磁器と共に漆器が発掘されている。これらの漆器に用いられた技法や漆種を解析することで、当時の文化を推察することが可能である。

本報文では、漆塗り碗の破片の分析を行った。試料は3 mm×5 mmの小片で、これを数個に分割し「断面分析」「XRD」「XRF」「ATR/FT-IR」「Py-GC/MSを用いて分析を行った。結果として、木部は損失しているが、水銀朱を利用した赤漆層が最表面に存在し、その下に2層の下塗り層があることが分かった。また、下地層には多くのカルシウムが存在し、胡粉下地であることが推察された。使用している漆はベトナムなどに見られる“*Rhus succedanea*”であると思われるが、劣化および琉球ハゼを利用した可能性も有ることからさらなる検討が必要である。

A analysis of the lacquerwork article excavated from the Yacchi-no-Gama ～The using lacquer came from where in Ryukyu?～

Honda Takayuki, Miyakoshi Tetsuo

(Department of Applied Chemistry, School of Science and Technology, Meiji University)

Igo Soichiro

(Applied Chemistry, Graduate School of Science and Technology, Meiji University)

Miyazato Masako, Okamoto Aki

(Urasoe Art Museum)

ABSTRACT

The “Yacchi no Gamas” located in Okinawa Kumejima-cho goose gin field is the ruins where investigation was conducted on the occasion of an underground dam synthesis. The ruins existed in the cave and the excavation was performed over 1998 to 1999. In that case, the lacquer ware is unearthed with many pottery as a burial article. It is possible to guess culture of those days in analyzing the technique used for these lacquer wares and type of lacquer. In this article, I analyzed the broken piece of the lacquered bowl. A specimen is a bit of 3 mm x 5 mm, I divided this into some and analyzed using “a cross-sectional test”, “XRD”, “XRF”, “ATR/FT-IR”, and “Py-GC/MS.”

Although xylem had lost as a result, it turned out that the Red Lacquer layer using quick-silver vermilion exists in the maximum surface, and the under-coat of two layers is in the bottom of it. Moreover, many calcium existed in the foundation layer and it was guessed that it is a whitewash substrate. Although it seems that the Japanese lacquer which I am using is “*Rhus succedanea*” of Vietnam etc. and Taiwan, since there is also a possibility of having used the degradation and the Ryukyu Haze, the further examination is required.

米国統治下の沖縄における文化財保護行政の展開

－琉球政府文化財保護委員会を中心にして－

大城 一成
(糸満市教育委員会)

1945年3月以降、順次、沖縄の島々は米軍を中心とする連合国軍の占領下に置かれ、以後1972年5月まで日本の施政権外にあり、特異な行政を行ってきた。他の行政分野同様に文化財保護行政も沖縄独自の発展を遂げた。復帰前の文化財保護行政は、戦災文化財収集期（1945～1954）、文化財保護設立期（1954～1965）、文化財保護体制確立期（1965～1972）の3期に大別できる。戦災文化財収集期は、戦禍を被った有形文化財の収集等に主力が注がれ、文化財保護設立期は、琉球政府文化財保護委員会が設置されて体系的な保護行政が開始された時期であり、文化財保護体制確立期は、文化財保護委員会の体制強化が図られる一方で、日本復帰を見据えた各種措置が執られた時期である。制度的には、芸術文化行政から文化財保護行政への変遷としてとらえることができ、文化財保護行政自体も有形文化財から天然記念物への推移が見られる。

本稿では、上記の視点から各期の文化財指定の推移、制度等の変遷をとおして文化財保護委員会が果たした役割と意義について考察する。

The Development of the Administration of the Protection of Cultural Assets in Okinawa under American Rule

－Focusing on the Ryukyuan Government's Cultural Properties protection Committee－

Oshiro Kazunari
(Itoman City Board of Education)

ABSTRACT

From March 1945, the islands of Okinawa were sequentially placed under occupation by Allied forces, mainly the American military. From then until May 1972, outside the administrative control of Japan, abnormal administration took place. As in other administrative fields, the administration of the protection of cultural assets has developed in a fashion peculiar to Okinawa. Before the return of Okinawa to Japan, the administration of cultural assets can be split into three periods; the war damaged cultural asset collection period (1945-1954); the cultural asset protection establishment period (1954-1965) and the cultural asset protection structure establishment period (1965-1972). The war damaged cultural asset collection period put most of its work into the collection of tangible cultural properties which had suffered damage due to the war. During the cultural asset protection establishment period, the Ryukyu government's Cultural Properties Protection Committee was founded and it was the period when systematic protection administration was started. During the cultural asset protection structure establishment period, strengthening the structure of the Cultural Properties Protection Committee was planned and it was a period when various measures were carried out in anticipation of the handover to Japan. Institutionally, the transition from the administration of art and culture, to the administration of the protection of cultural assets, and the administration of the protection of cultural assets itself also sees a transition from tangible cultural properties to natural monuments.

This paper studies the significance of, and role played by, the Cultural Properties Protection Committee in the transition of designated cultural assets through the changes in organization etc., from the standpoint of the above mentioned periods.

幕末維新期の「琉球情報」に関する史料学的研究 III

－「尚家資料」に見る「評定所文書」関係記事（「異国船関係資料」を中心に）－

栗野慎一郎

（元琉球王国評定所文書編集嘱託員）

本研究は、『琉球王国評定所文書』と他史料群の関係を探り、琉球王国の文書行政の実像を明らかにするとともに、首里城北殿で管理されてきた原「評定所文書」の内実と首里王府の文書群の全体像を探索することを目的としている。本研究は、筆者が浦添市立図書館で勤務していた頃から関心を継続してきた史料学的研究の一部である。

『よのつち』第9号掲載の拙稿で指摘したように、那覇市所蔵の「尚家関係資料」には浦添市が刊行した『琉球王国評定所文書』と関連性が高い史料群が多数含まれている。

本稿では、これまで蓄積されてきた「尚家文書」の史料学的な研究成果、とりわけ「尚家文書」の目録に関する研究成果にもとづき、「尚家文書」と「評定所文書」の関係について整理を行う。ただし、今回は「尚家文書」目録に関する若干の問題を扱うとともに、幕末維新期の「琉球情報」という研究テーマに沿い、「異国船関係資料」を中心とした整理を行うに留まる。

Historiographical Research in Relation to “Ryukyuan Information” at the End of the Edo Era III

－Articles relating to ‘Written records of conference chamber proceedings’, found in ‘Sho Dynasty materials’ (focusing on materials related to foreign ships)－

Kurino Shinichiro

(Ex-Part-time editing employee of written records of conference chamber proceedings from the Supreme Court of the Ryukyu Kingdom)

ABSTRACT

The purpose of this research is to probe the relationship between ‘Written records of conference chamber proceedings from the Ryukyu Kingdom’ and other groups of historical materials. It also aims to make clear the real image of Ryukyu Kingdom document administration and at the same time, search for and put into perspective the facts of the source material ‘Written records of conference chamber proceedings’ administered at the northern palace of Shuri Castle, and also Shuri royal government records. This research is one part of the historiographical research that continued to interest the author since his time working at the Urasoe City Library.

As was pointed out in my manuscript in the ninth edition of ‘Yonotudi’, ‘The materials relating to the Sho Dynasty’, belonging to Naha City includes many historical material groups with a high level of relevance to ‘Written records of conference chamber proceedings from the Ryukyu Kingdom’ published by Urasoe City.

This research organizes the historiographical research results of ‘Sho Dynasty materials’ accumulated up until now, especially based on the results of research related to the contents of ‘Sho Dynasty materials’, and the relationship between ‘Sho Dynasty materials’ and ‘Written records of conference chamber proceedings’. However, this time, along with some small problems to deal with concerning the contents of ‘Sho Dynasty materials’, and alongside the research theme of end of the Edo era ‘Ryukyuan Information’, it remains focused on ‘Materials related to foreign ships.’

泊港の《国際化》と欧米人来航の世界史的構造

春名 徹
(南島史学会会員)

那覇と泊の機能分担の発展については、すでに先学によって多くが語られてきた。しかし漂着朝鮮・中国人の受け入れ港としての泊の機能の延長上に外国（うらんだあ）船の受け入れの役割が与えられるに到った事態に関する本格的な考察はされていない。それは世界構造の変化と東アジア諸国の危機——それは清朝中国、琉球王国、島津による琉球支配を含む日本の幕藩体制そのものにたいする危機に他ならない——の一環として把握さるべきものである。ラ・ペルーズによる探検航海にはじまり、ブロートンによるプロヴィデンス号の探検航海、アルセスト号、ライラ号の琉球偵察（ホール『朝鮮・琉球航海記』）など、一連の探検航海を構造として把握することによって、「親切的琉球人」言説も再吟味する必要があるだろう。

あわせて島津家文書（東京大学史料編纂所）からわたしが発掘した、那覇を訪れたブロートン探検隊の帆船の絵図、およびその「漂着場」の絵図を紹介し、なぜ描かれたかを吟味したい。

Globalization of Tomari Port and reviews of visiting western ships in the framework of world history.

Haruna Akira

(Member of *Nantou-Shigaku-Kai*, the Society of Ryukyuan Studies)

ABSTRACT

Many have already studied the development of Napa and Tomari Ports and their division in the functions.

However, there has never been any serious work on the historical development of Tomari Port. It was developed as accepting shipwrecked marines of China and Korea. Then its function expanded to accept western ships. They were called *Uranderer ships* (阿蘭陀船) by Ryukyuans. —It literally means Dutch ships but Ryukyuan covers “western ships”.

This transition will be considered in the frame of changing world structure of the time and critical situations of east Asian countries, such as Chin-China, Ryukyu and Tokugawa-Japan which controlled Ryukyu Kingdom through Shimazu-clan.

The series of expeditions by comte de la Pérouse, Broughton and his HMS. Providence and Basil Hall and his HMS. Alceste and HMS. Lyla in those days will be reviewed in this view of historical turning point.

近世琉球における百姓身分の銘書の変遷について(試論)

－浦添市内出土資料の検討を中心に－

鈴木 悠

(浦添市教育委員会文化課)

銘書とは墓誌の一種であり、厨子甕に記された被葬者の名前や死去年・洗骨年などの情報が記されたものをさす。近年では那覇市や浦添市における大規模開発に伴う近世墓群の発掘調査によって膨大な数の厨子甕（銘書も含む）が収集・報告されている。本論では浦添市内より出土した近世期の厨子甕のうち百姓身分の人々によって記された銘書に着目してその変遷と社会的背景を追う。先行研究で特筆すべきは平敷令治の「沖縄の墓誌」（1985）である。同論において初めて銘書の書式の分類が行われ、墓誌研究としての整理が行われた。ただし、時系列・身分差といった視点で整理は行われていない点が課題として残されていると思われる。本論では、この課題を解決するために「百姓」身分の銘書に着目する。

なお、近世琉球では人々の身分は大きくわけて「士族」と「百姓」の2つにわけられていた。本論で使用する「百姓」とはこの身分としての「百姓」をさす。

Changing *Migachi* among the Peasant class in Early Modern Ryukyu (An Essay)

－Focusing on materials excavated in Urasoe City－

Suzuki Yu

(Urasoe City Board of Education, Culture Department)

ABSTRACT

A *Migachi* is a kind of grave inscription, written on *zushigame* (Cinerary urn) it points out information such as the name of the deceased and the year of their death or of the washing of their bones. In recent years, thanks to excavations of early modern tombs uncovered by large scale developments in Naha and Urasoe an incredible amount of *zushigame* (including *Migachi*) are being collected and reported. This paper, limited to early modern period *zushigame* excavated in Urasoe City, and focusing on *Migachi* inscribed by people of the peasant class, will pursue the changes in these inscriptions and the social backdrop they were set against. Noteworthy prior research is Yoshiharu Heshiki's '*Okinawa no Boshi*' (1985). In that work, he classifies the forms of *Migachi* and rearranges them through research into the inscriptions. However he didn't arrange them from the standpoints of chronological order or differences in social position, so this seems to be a theme that is being neglected. This paper focuses on 'peasant' class *migachi* in order to try and solve this subject.

In early modern Ryukyu, people's social class could be widely separated into two classes, 'warriors' and 'peasants'. This paper's use of 'peasant' refers to the social class of 'peasant'.

総力戦体制下南洋群島と沖縄出身女性

－隣組での活動に焦点をあてて－

川島 淳

(沖縄国際大学南島文化研究所特別研究員)

南洋群島に渡航した沖縄の人々もまた、「国策」に翻弄された移民であった。1930年代後半以降の南洋群島では、「南進」政策に基づく産業開発が実施され、また総動員体制が構築された。これによって、沖縄出身南洋移民は、好むと好まざるとにかかわらず、「国策」に参入せざるをえなかったのである。なかでも、1938年に国家総動員法が制定され、南洋群島にも適用されたことは、南洋群島在住の沖縄出身者の活動にも大きな影響を及ぼしたのである。そこで本稿では、1930年代後半以降における産業開発や総動員体制の構築によって翻弄された沖縄出身南洋移民の活動形態を明確にしたいと考える。こうした実態分析によって、南洋群島に渡航した沖縄出身者の特質について考察するとともに、近代沖縄史の一端について考察したいと考える。

Okinawan Women and South Sea Islands (Micronesia) under the System of All-Out War －Focusing on Neighborhood Association Activities－

Kawashima Jun

(Special Researcher, Okinawa International University, Institute of Ryukuan Culture)

ABSTRACT

Okinawan people who journeyed to south sea islands (Micronesia) were emigrants at the mercy of “national policy”. Since the latter half of the 1930’s, based on the policy of ‘Southern Advancement’, industrial development was put into effect and a general mobilization system created, on south sea islands (Micronesia) Because of this, south sea emigrants from Okinawa, whether they liked it or not, had to take part in this “national policy”. Most importantly, when the National Mobilization Act was established in 1938, the fact that it also applied to south sea islands (Micronesia), had a big effect on the activities of Okinawan people residing there. So, I thought that with this paper I wanted to make clear the activities of south sea island emigrants from Okinawa who were at the mercy of the creation of the general mobilization system and industrial development occurring since the latter half of the 1930’ s. By this kind of real-situation analysis, I think I want to reconsider the characteristics of Okinawan people who journeyed to south sea islands (Micronesia) as well as examine one piece of Okinawa’ s recent history.

- (4) 川島淳「南洋群島における沖縄出身女性の経済的活動について」(『南島文化』第三四号、二〇一二年)。
- (5) 南洋群島の総力戦体制に関する従来の研究には、今泉裕美子「南洋群島の「玉砕」と日本人移民」(移民研究会編『戦争と日本人移民』東洋書林、一九九七年)、那覇市総務部女性室・那覇市女性史編集委員会編『なは・女のあしあと 那覇女性史(近代編)』(ドメス出版、一九九八年、一九八頁〜二〇二頁、二四六頁〜二五〇頁)などがある。これらの先行研究の蓄積によって、総力戦体制下南洋群島の社会的特質も明確になりつつある。
- (6) 『南洋庁公報 第一七巻 一九三八(昭和一二)年』ゆまに書房、二〇一二年、四五六頁。
- (7) 『南洋庁広報 第一九巻 一九三九(昭和一四)年後半』ゆまに書房、二〇一二年、二九三頁〜二九七頁。
- (8) 『南洋庁公報 第二三巻 一九四一(昭和一六)年後半』ゆまに書房、二〇一二年、四四三頁。
- (9) 『南洋庁公報 第二二巻 一九四〇(昭和二五)年』ゆまに書房、二〇一二年、六一三頁〜六一四頁。
- (10) 米国議会図書館蔵「南洋群島関係資料」(琉球大学移民研究センター編『移民関係デジタル資料集 第三集』琉球大学南洋群島研究会、二〇〇五年)。
- (11) 同右。
- (12) 前掲『外地法制誌 委任統治領南洋群島 前編』二六九頁〜二七〇頁。
- (13) 外務省記録「大政翼賛運動関係一件」(外務省外交資料館所蔵、B1A1510116)。
- (14) 同右。
- (15) 豊永シゲ「逃亡生活の果てに」(宜野湾市史編集委員会編『宜野湾市史 第三巻資料編二 市民の戦争体験記録』宜野湾市、一九八二年、五〇八頁〜五〇九頁)。
- (16) 徳村光子「戦時下のクリスチャン生活」(那覇市企画部市史編集室編『那覇市史 資料篇第3巻7 市民の戦時・戦後体験記1(戦時篇)』那覇市企画部市史編集室、一九八一年、四七頁〜四八頁)。
- (17) 仲田芳枝「玉砕の島に生きて」(本部町史編集委員会編『本部町史 通史編下』本部町、一九九四年、六二二頁)。
- (18) 翁長文子「ウマカラウティミ」(糸満市史編集委員会編『糸満市史 資料編7 戦時資料 下巻 1 戦災記録・体験談』糸満市役所、一九九八年、五〇

- 六頁)では、「隣組で上の山に防空壕を作り、救急訓練や避難訓練、消火訓練をしたりした。」と証言する。
- (19) 前掲「戦時下のクリスチャン生活」。
- (20) 伊礼ユキ「子供の内股はつねられた痕だらけ」(企画課町史編集室『戦時体験記録 北谷町』北谷町役場、一九九五年、五〇七頁)。
- (21) 具志堅徳慎・具志堅ヨシ「サイパンでの戦争」(名護市戦争記録の会・名護市史編さん委員会(戦争部会)・名護市史編さん室編『名護市史叢書・1 語りつぐ戦争』市民の戦時・戦後体験記録1第1集』名護市役所、一九八五年、一八〇頁)。
- (22) 比嘉トシ子「本土出稼ぎ後にマラカル島へ」(浦添市史編集委員会編『浦添市史 第五巻資料編4 戦争体験記録』浦添市教育委員会、一九八四年、四三二頁)。
- (23) 前掲「戦時下のクリスチャン生活」。
- (24) 同右。
- (25) 崎原ツル「一度は海に身投げの準備もーテニアン」(北谷町史編集委員会編『北谷町史 第五巻資料編4 北谷の戦時体験記録』北谷町役場、一九九二年、二七六頁)。
- (26) 金城朝子「跡継ぎの男の子をといわれて」(北中城村史編集委員会編『北中城村史 第三巻 移民・本編』北中城村役場、二〇〇一年、五五〇頁)。
- (27) 折井美耶子「銃後の生活」(脇田晴子・林玲子・永原和子編『日本女性史』吉川弘文館、一九八七年、二六七頁)。
- (28) 前掲「子供の内股はつねられた痕だらけ」。
- (29) 前掲「サイパンでの戦争」。
- (30) 同右。
- (31) 照屋ナへの証言(具志川市史編さん委員会編『具志川市史 第五巻 戦争編戦時体験II』具志川市教育委員会、二〇〇五年、一六五頁〜一六六頁)。
- (32) 吉野シゲ「忘れられない島サイパン」(金武町史編さん委員会編『金武町史 第一巻「移民・証言編」』金武町教育委員会、一九九六年、五〇一頁〜五〇二頁)。
- (33) 幸地和子「怖かった南洋のジャングル病」(前掲『戦時体験記録 北谷町』五四五頁)。

甚だ雑駁ながら、以上において、南洋群島に総力戦体制が構築されて、南洋群島在住者は、好むと好まざるとにかかわらず、隣組などを通じて総力戦体制に組み込まれた様相について明確にした。以下では、本論をまとめつつ、今後の課題を提起することでむすびにかえたい。

一九三七（昭和一二）年に勃発した日中戦争は、第一次近衛文麿内閣の予想を超えて、長期化しつつあった。これにより、総力戦体制を構築するために、一九三八（昭和一三）年に国家総動員法が制定されて、これを母法とした各種統制令が勅令によって制定・施行された。南洋群島も例外ではなく、同年五月三日に「南洋群島ニ於ケル国家総動員ニ関スル件」との勅令の制定によって、国家総動員法が南洋群島にも延長適用され、各種統制令も南洋群島に施行された。施行にあたっては、各種統制令の規定に基づいて、南洋庁長官は庁令を発して施行細則を定めた。かかる法制度の運用によって、南洋群島に総力戦体制が構築された。

一九四〇（昭和一五）年には、南洋庁訓令第六〇号「隣保組織要領」の発布によって、国一南洋庁一各支庁一部落一區一隣保組といった上意下達の行政システムが構築された。この「隣保組織要領」に基づいて、新たに部落一區一隣保組が創設されるとともに、これに適合するように、既存の会社組織に基づく農場や地域的共同体は再編された。

さらに、同年一月二五日には、南洋群島大政翼賛会が発足した。これにより、南洋群島大政翼賛会地方支部一部落支部という基本構造が構築されるとともに、隣組や各種団体をも包含して、在住民を巻き込んだ翼賛運動が展開された。

こうして総力戦体制が南洋群島にも構築され、南洋群島在住者もまた、好むと好まざるとにかかわらず、総力戦体制のなかに組み込まれたのである。

南洋群島の社会においても、男性と女性との性別役割分業が序列化・固定化されており、総力戦体制下においても再編・維持された。既婚女

性は、主に家事労働に従事しつつも、「銃後の守り」としての役割を付与された。生活物資が配給制になると、女性は配給物資によって家事労働に従事した。隣組が設置されると、軍事訓練に参加させられるようになった。軍事訓練を通じて、南洋群島が地上戦になった際には、女性も最前線に駆り出されることが明らかとなり、また「死ぬときは、必ず、敵を一人殺してから」との「義務」が女性に付与された。さらに、配給業務が隣組の担当になると、訓練に参加しなければ、物資の配給を受け取ることができなくなったようである。このように、隣組における監視と懲罰の緊張状態のなかで、南洋群島在住者も生活することになり、また女性としての「あるべき姿」もまた提示された。したがって、隣組の存在は南洋群島在住者の生活に大きな影響を及ぼしたのである。

本稿では、紙幅の都合上、隣組の活動を軸として検討したため、南洋群島大政翼賛会や各種女性団体の活動、総力戦体制下における女性の活動について触れることはできなかった。これらについては、今後の自らの課題にしたいと考える。

（１） 外務省編『外地法制誌 委任統治領南洋群島 前編』文生書院、一九九〇年復刻などを参照のこと。

（２） 今泉裕美子「南洋群島経済の戦時化と南洋興発株式会社」（柳沢遊・木村健二編著『戦時下アジアの日本経済団体』日本経済評論社、二〇〇四年）及び川島淳「戦間期国際社会と日本の南洋群島の統治・経営方針」（『駒沢史学』第七三号、二〇〇九年）、同「南洋群島開発調査委員会の設置と廃止について」（『駒沢史学』第八一号、二〇一四年）。

（３） 川島淳「沖縄出身南洋移民女性の渡航形態について」（『南島文化』第三一号、二〇〇九年）、同「沖縄から南洋群島への既婚女性の渡航について」（『東アジア近代史』第一三三号、二〇一〇年）を参照のこと。

難できなかったのだろう。

ところで、日本本土では「配給が隣組を通じて行われるようになる」と、隣組は国民の生活から生命までも左右するようなものとなっていた」と指摘されている⁽²⁷⁾。南洋群島においても例外ではなかった。訓練に参加しなかった場合には生活物資が配給されないこともあったようである。伊礼ユキは「毎日訓練をさせられた。私は妊娠しているときも次男を産んでからも参加した。参加すると、ミルクや砂糖の配給がもらえた⁽²⁸⁾」という。具志堅ヨシは、防火訓練が「隣近所の班毎にやっていました⁽²⁹⁾」が、「その訓練に参加しないと物資が配給されなかった⁽²⁹⁾」と証言し、また次のように述べている⁽³⁰⁾。

私なんかの同級生が二、三名、ガタルカナルで激戦にあつて、サイパンに配備されてきたんです。どこで私のことを聞いたか知らないけど、家に訪ねてきたんです。ちようど来ている時に防火訓練をやろうとしていたんです。「あんた達はちよつと休んでおきなさいねえ、私たちは防火訓練に行かないといけないから」と言つて出かけたようとしたら、「えつ、フリムン（バカ）な真似するな。敵は上からも下からもはさみうちで、おまえたちに防火訓練を教える人達は空襲がきたり、上陸してきたら、もう早やどこに逃げたかわからないよ。防火訓練に行くバカがいるか」と言つて、私達に行くなというわけです。行かないと配給がとれないから行つたけど、その人達は激戦地から来ていて、もう敵の武力を知つていたわけです。

この証言から、ガタルカナルでの戦闘から生き延びてサイパンに駐屯していた日本兵の同級生は、防火訓練の必要性がないと伝えたが、具志堅ヨシは隣組の訓練に参加しなければ物資が配給されないもので訓練に参加したことが判る。なお、推測の域を脱しきれないが、これらの証言に基づくと、実際に訓練に参加しなかった者には配給が停止されたのであろう。

このように、隣組が設置されて配給業務をも担当するようになると、隣組の存在は南洋群島在住者の生活にも大きな影響を及ぼした。そして、隣組を単位とした訓練に参加しているか否かという監視と、不参加の場合には生活物資が配給されないという懲罰があり、こうした緊張状態のなかで、南洋群島在住者もまた、隣組の活動に参加せずには生活ができなかったのである。

他方、配給制では需要を満たせず、女性たちによる物資の調達方法も多岐にわたった。自給自足による物資の確保は南洋群島でも奨励された。こうした状況のなかで照屋ナヘは「戦争になつてから塩も配給だったが、配給の分では足りないから、浜にトタンを持っていつて、山から取つてきた薪を燃やして、潮を炊いて作つた⁽³¹⁾」と証言する。また、吉野シゲは「主人はサイパン第一国民学校の事務職で校長先生から信頼されていたようで給料もよかつた⁽³²⁾」が、「戦時体勢下で物価統制のため衣料も配給制で、正月前になると沖縄の息子と娘のために校長先生に特別にお願いして学生服を手に入れ送つた⁽³²⁾」という。また、「肉などは街では配給だったがエリビーでは、闇（闇取引）でサバニ（割り舟）から毎日のように牛や豚などの肉を売りに来ていたので、腹いっぱい食えることができた⁽³³⁾」との証言がある。このように、配給だけでは需要が満たされずに、自給自足をしつつも、生きるためには闇取引などにも頼らざるをえなかった。

以上で検討したように、南洋群島にも総力戦体制が構築されて、在住者も隣組を通じて総力戦体制のなかに組み込まれた。とくに隣組単位での相互監視と懲罰といった緊張状態のなかでの生活が余儀なくされたのである。

むすびにかえて

南洋群島在住者の生活形態について検討する。その際に、南洋群島在住者の約七割を占めた沖縄出身者に焦点をあてる。また、近代社会において性別役割分業が序列化・固定化されたことにより、女性は家事労働などに従事せざるをえなかった。戦時下の家事労働のひとつに隣組単位での配給物資の受け取りがあったので、隣組での女性の活動を射程に入れる必要がある。以下、沖縄出身女性の証言に基づいて検討する。

先述のように、日中戦争によってインフレが起こった。豊永シゲによれば「戦争勃発の知らせが入った時、サイパンでも『節約運動』が盛りあがってきた。といっても、それほど食うのに困ったというわけではなかった。ただ、これまではよく買っていた子どもたちのオモチャなどを買わないようにしようという程度であった。むしろ物価が上っていくのに平行して給料も上がっていた」¹⁵と証言している。しかし、戦争が長期化しつづあり、国家総動員法が延長施行された結果、徐々に生活も変化した。徳村光子は「戦時態勢の許に『欲しがりません勝つまでは』の掛声で大へん切り詰めた生活でした」¹⁶という。仲田芳枝は「食糧も生活用品も配給制、切符制になり生活は日に日に切り詰められていった」¹⁷と証言している。このように、南洋群島在住者も総力戦体制のなかに組み込まれていったのである。

一九四〇（昭和一五）年二月五日付の「隣保組織要領」により、隣組が設置された。その後、隣組は配給業務を担当させられるとともに、隣組単位で防空壕の設置や軍事訓練、防空訓練、救急訓練¹⁸が実施された。以下、隣組を単位とした訓練や配給を軸に検討する。

軍事訓練の様子について、徳村光子は「かけ声勇ましく『エイヤーエイヤー』と竹槍などの訓練なども盛んに致しました」¹⁹と証言する。また伊礼ユキによれば、「婦人は『死ぬときは、必ず、敵を一人殺してから死ぬ！』と、竹やりで突く訓練があった。竹やりは配給だった。敵の鉄砲に対して、竹やりで本当に戦争ができると思っていたのか、毎日訓練を

させられた」²⁰という。このように、竹槍訓練は、南洋群島に米軍が上陸して地上戦となった場合に、これまで「銃後の守り」であった女性に竹槍を持たせて戦場の最前線に動員するための訓練であった。そして、伊礼ユキの証言から、この訓練を通じて女性に付与された「義務」は「死ぬときは、必ず、敵を一人殺してから」であったことが判る。

また、防火訓練の様子について次の証言がある。具志堅ヨシは「部落で子供達を一ヶ所に集めて、誰か一人子守りをつけて、残りの人達、婦人会は全部毎晩のように防火訓練をしました。屋根にはしごをかけて、バケツで水を運んでかける練習をいつもしていました。隣近所の班毎にやっていました」²¹と証言している。また比嘉トシ子は「町の各班毎に防空、消火訓練が実施され、バケツリレーが盛んに行われていた」²²という。徳村光子によれば、「防空訓練でバケツリレー、砂運び、担架送り」をした²³という。しかし、徳村光子によれば、「最初の空襲で感じたことは、今までの訓練が、直接なんの役にも立たなかったということでした」²⁴という。

反面、空襲の際に隣組単位で避難することもあった。崎原ツルは「初めは隣組の三世帯、うちと当銘小、読谷山の一家と一緒にあって、岩の下に枯れ葉をかき集めて隠れ場所を作って入っていた。あの時は、まだ時々しか空襲はなかった。空襲が止んだら、男の人たちが出て行って、食事の支度をして戻って来て、その隠れ場所で食べた」²⁵と証言する。また金城朝子は「一九四四年四月十九日にやっと長男（直秀）が生まれました。産婆さんをお産をしたが、その頃から毎日のように空襲警報がありました。長男が生まれた日も、産婆さんがタライで浴びせている時、サイレンが鳴って大騒ぎしました。私は横になっていたのです。隣組の人たちが飛んで来て、担いで防空壕に避難させてくれました」²⁶と証言している。このように、空襲に際して隣組が相互扶助で避難したのである。しかし、壕掘りに参加しなかった人々は隣組の防空壕には避

要領」にしたがって、部落常会や区、隣組が設置された。こうして既存の会社組織が総力戦体制に基づく制度に再編されることになった。

ところで、日本本土や沖縄から南洋群島に移住する者が増加したことによって、一九三一年（昭和六）年八月一日に南洋庁令第七号「南洋群島部落規定」^⑬が制定された。これによると、南洋庁長官が部落の名称や区域を定め（第一条）、部落に総代と副総代各一名を置き（第二条）、「官ノ監督ヲ承ケ其ノ公共事務ヲ処理」（第三条）し、総代の諮問機関として協議会を設置する（第五条）という。これにより、サイパンやパラオ、ポナペ、トラックに「部落」が設置されて、その公共事務はその内部で処理された。こうした既存の部落にも、「隣保組織要領」が適用された。すなわち、「第二 組織」の「一 部落総会」のなかに「部落（部落規定ニヨラザル邦人集団地ヲ含ム以下同ジ）」との文言があるように、既存の部落も総力戦体制のなかに再編された。また「南洋群島部落規定」の適用は一部の地域に限定されたが、「隣保組織要領」は、南洋群島内の「邦人集団地」すべてに施行された。

以上のように、南洋群島においても、翼賛運動の展開や各種統制令の運用などを目的として、国―南洋庁―各支庁（―出張所）―部落―区―隣保組といった上意下達の行政システムが構築されて、総力戦体制のなかに組み込まれた。そして、大政翼賛会が南洋群島にも創設されるや、隣組や各種団体などを通じて、南洋群島在住民の物心両面にわたって総力戦体制が浸透したのである。以下では、南洋群島大政翼賛会の設置と組織についてみてみよう。

大政翼賛会は一九四〇（昭和一五）年一〇月に結成された。同年一二月二五日には南洋群島大政翼賛会が創設された。「南洋群島大政翼賛運動規約」^⑭の第一条は「本運動ハ南洋群島ニ於ケル全住民ノ運動ニシテ之ヲ南洋群島大政翼賛運動ト称ス」との規定であり、第二条には「本運動ハ万民翼賛、一億一心、職分奉公ノ国民組織ヲ確立シ其ノ運用ヲ円滑ナ

ラシメ以テ臣道実践体制ノ実現ヲ期スルヲ目的トス」、第三条には「本運動ヲ推進スル機関トシテ南洋群島大政翼賛会ヲ置ク」との規定がある。これは、日本本土の大政翼賛会規約と同様の内容であるが、この趣旨によって南洋群島大政翼賛会が発足して、翼賛運動が展開されたのである。南洋群島大政翼賛会総裁には、同規約第五条の規定により、南洋庁長官が就任した。

また、「南洋群島大政翼賛会支部規定」^⑮の第一条には「各支庁管内ニ之ヲ統括スル南洋群島大政翼賛会地方支部ヲ置キ更ニ其ノ下ニ部落（部落規定ニ依ラザル邦人集団地ヲ含ム以下同ジ）ヲ単位トシテ南洋群島大政翼賛会部落支部ヲ置ク、但シサイパン支庁管内ニ在リテハサイパン支部ノ下ニテニアン支部及ロタ支部ヲ置キ其ノ下ニ部落支部ヲ置ク」との規定がある。第三条には「支部長ハ地方支部ニ在リテハ支庁長ノ職ニ在ル者（テニアン支部及ロタ支部ニ在リテハ支庁出張所長ノ職ニ在ル者）部落支部ニ在リテハ部落総代又ハ之ニ相当スル職ニ在ル者之ニ当ル」との規定もある。これによって、南洋群島大政翼賛会地方支部―部落支部という基本構造が構築された。なお、サイパン支部の下にテニアン支部とロタ支部を置いて、それらの下に部落支部が設置された。

その後、南洋群島大政翼賛会に隣組や各種団体などが組み込まれ、南洋群島在住者は、好むと好まざるとにかかわらず、翼賛運動に参入せざるを得なかったのである。

第二節 隣組単位での訓練と配給について

前節において、南洋群島在住者が日本本土や沖縄と同様に、総力戦体制のなかに組み込まれ、物心両面にわたって戦争に協力せざるをえなくなつた社会的背景について概観してきた。そこで、本節では、南洋群島における隣組単位での訓練と配給に着目しつつ、総力戦体制における

- 一、直営農場二部落常会ヲ設置シ直営農場部落常会ト称ス
- 二、直営農場部落常会ハ直営係長、主任、各区長各種団体代表者其他適當ナル者ヲ以テ組織ス
- 三、直営農場部落常会ハ直営農場部落内各種行政ノ総合的運営ヲ図リ其ノ他第一ノ目的ヲ達成スル為必要ナル各般ノ実行事項其ノ他ヲ協議決定スルモノトス
- 四、部落常会ハ係長之ヲ司会ス
- 五、部落常会ニ必要ナル経費ハ部落^{〔二字不鮮明〕}□□トス

二、区

- 一、テニアン直営農場全区域ヲ分チテ六区ヲ設置ス
 - 二、区ノ名称ハ農区ノ名称ヲ附ス
 - 三、区ハ区域内邦人ヲ基礎トスル地域的組織タルト共二部落ノ補助的下部組織トス
 - 四、区ニ区長ヲ置ク、区長ノ選任ハ区域内隣組長ノ推薦其ノ他適當ナル方法ニ依リ係長之ヲ選任シ公示スルモノトス。
 - 五、区長、副区長ノ任期ハ一年トシ再選^{〔ラ助ケ〕}□□トス但シ補欠ニ依リ就任シタルモノハ前任者ノ任期トス
 - 六、区ニ事ム員若干名ヲ置クコトヲ得事ム員ハ区長指名ニ依ル
 - 七、区ニ必要ナル経ヒハ区内住民ノ負担トス
 - 八、区ニ常会ヲ設置スルコト
 - イ 区常会ハ区長ノ招集ニ依リ全戸集会スルモノトス
- 但シ区域内隣組代表ヲ以テ区域内全戸ニ代フルコトヲ得
- ロ 区常会ハ第一ノ目的ヲ達成スルタメ物心両面ニ亘リ生活各般ノ実行事項其ノ他ヲ協議決定ス
- ハ 区ノ区域内ノ各種会合ハ成ルベク区常会ニ統合スルモノトス

三、隣組

- 一、区ノ下ニ概ネ五戸乃至十戸ノ戸数ヨリ成ル隣組ヲ組織ス
- 二、隣組ノ名称ハ第何区第何々隣組ト称ス
- 三、隣組ノ組織ニ当リテハ五人組十人組現存伍制ノ尊重ス可キモノハ成ル可ク之ヲ採リ入レルコト
- 四、隣組ハ区ノ隣組実行組織トスルモノトス
- 五、隣組ニ組長ヲ置ク組長ハ組員ノ推薦或ハ区長之ヲ専任シ公示ス

- 六、隣組ニ必要ナル経ヒハ組内区域住民ノ負担トス
- 七、隣組ハ常会ヲ開催スルモノトス

以上から、「隣保組織要領」に基づいてテニアン直営農場部落常会や農区常会、隣組が設置されたことが判る。

「テニアン直営農場隣組組織」^①には、農場内の隣組などの制度的位置や各常会の構成員が示されている。

まず制度的位置であるが、テニアン直営農場は、既存の会社組織の形態に基づいて、出張所―直営農場―区―班―隣組との上意下達の制度に再編された。なお、先述した「テニアン直営農場隣組要項」に班に関する規定はないが、既存の直営農場にある班がそのまま存置された。

次に、直営農場内の各常会については、「テニアン直営農場隣組組織」によると、直営農場部落常会は、駐在巡査と係長、各主任、各区長、在郷軍人班長、青年団長、小学校長、分院駐在医師、その他若干名で構成された。これは、「テニアン直営農場隣保組織要項」中の「直営係長、主任、各区長各種団体代表者其他適當ナル者ヲ以テ組織ス」との規定に基づくものであった。区常会の出席者は「区内全住民又ハ区長及副区長隣組長」とされている。隣組常会には、南洋興発株式会社直営農場の班長と副班長、組員全員が出席者となった。各常会を司る者は、直営農場では係長、区では区長・副区長・事務員、隣組では隣組長があてられた。

このように、テニアン直営農場では、南洋庁訓令第六〇号「隣保組織

- 一 部落（部落規定ニヨラザル邦人集団地ヲ含ム以下同ジ）ニ部落常会ヲ設置スルコト
- 二 部落常会ハ總代ヲ中心トシ区長又ハ各種団体代表者其ノ他適當ナル者ヲ以テ之ヲ組織ス
- 三 部落常会ハ部落内各種行政ノ総合的運営ヲ図リ其ノ他第一ノ目的ヲ達成スル為必要ナル各般ノ実行事項其ノ他ヲ協議決定スルコト

二 区

- 一 部落ノ区域ヲ分チテ区ヲ設置セシムルコト
- 二 区ノ名称ハ適宜定ムルコト
- 三 区ハ区域内邦人ヲ基礎トスル地域の組織タルト共ニ部落ノ補助的下部組織トスルコト
- 四 区ノ区域ハ行政区其ノ他既存ノ集团的団体ノ区域ヲ斟酌シ地域の協同活動ヲ為スニ適當ナル区域トスルコト
- 五 区ニ区長ヲ置クコト区長ノ選任ハ地方ノ事情ニ応ジ從來ノ慣行ニ從ヒ区域内住民ノ推薦其ノ他適當ノ方法ニ依ルモ形式的ニハ齡クトモ總代ニ於テ選任ノ上公示スルコト
- 六 区ニ必要ニ応ジ事務員ヲ置クコトヲ得
- 七 地域狭少ナル部落ニ在リテハ区ノ設置ヲ省略スルコトヲ得
- 八 区ニハ左ノ要領ニヨル常会ヲ設クルコト
 - イ 区常会ハ区長ノ招集ニ依リ全戸集会スルコト
 - 但シ区域内隣保班代表者ヲ以テ区域内全戸ニ代フルコトヲ得ルコト
 - ロ 区常会ハ第一ノ目的ヲ達成スル為物心両面ニ亘リ生活各般ノ実行事項其ノ他ヲ協議決定ス
 - ハ 区ノ区域内ノ各種会合ハ成ルベク区常会ニ統合スルコト

三 隣保組

- 一 区ノ下ニ概ネ五戸乃至十戸ノ戸数ヨリ成ル隣保班ヲ（名称適宜）ヲ組織スルコト
 - 二 隣保班ノ組織ニ當リテハ五人組十人組等ノ旧慣中尊重スベキモノハ成ルベク之ヲ採り入レルコト
 - 三 隣保班ハ区ノ隣保実行組織トスルコト
 - 四 隣保班ニハ代表者（名称適宜）ヲ置クコト
 - 五 隣保班ノ常会ヲ開催スルコト
- これにより、国―南洋庁―各支庁―部落―区―隣保組―各戸といった、上意下達の行政システムが構築されて、南洋群島在住者は総力戦体制に組み込まれたのである。

かかる「隣保組織要領」の発布によって、南洋群島における既存の地域の共同体はどのように再編されたのだろうか。以下では、テニアン直営農場や、一九三一（昭和六）年設置の「部落」を事例に検討しよう。テニアンには、南洋興発株式会社の直営農場が存在した。直営農場にも「隣保組織要領」が適用され、以下の「テニアン直営農場隣保組織要領」¹⁰が作成された。

テニアン直営農場隣保組織

組織ノ目的

- 一、隣保団結ノ精神ニ基キ当部落内住民ヲ組織結合シ万民翼賛ノ本旨ニ即リ¹⁰地方共同ノ任務ヲ遂行スルモノトス
- 二、国民ノ道德的鍊成ト精神的団結ヲ図ルノ基礎組織トス
- 三、国策ヲ汎ク国民ニ透徹セシメ¹⁰国策万滑ナル運用ニ資スルモノトス、
- 四、国民経済生活ノ地域の統制單位トシテ統制経済ノ運用ト国民生活ノ安定上必要ナル機能ヲ發揮スルコト

組織

一、直営農場部落常会

定された。これにより、同年九月一八日時点の価格を超えて取引されることなどが禁止された。南洋群島においても「価格等統制令」が施行された。施行にあたって、南洋庁長官は、「価格等統制令」第一六条などに基づいて、庁令第五七号「価格等統制令施行規則」^⑦を施行した。その後、南洋群島における物資の価格は南洋庁各支庁告示で定められた。これにより、市場経済と居住者の生活が混乱することとなった。

一九四一（昭和一六）年四月一日に、生活物資の生産・配給などを統制するために、「生活必需物資統制令」が勅令第三六二号によって制定され、南洋群島にも施行された。近藤駿介南洋庁長官は本令第一八条の規定に基づいて、同年一月二一日付南洋庁令第六〇号「生活必需物資指定規則」を発して米穀を生活必需物資に指定した^⑧。これにより、米穀が配給制の対象となった。なお、日本本土では閣令第五号「生活必需物資指定規則」によって、鮮魚介類や医薬品などが配給の対象となった。

同年一月二五日に勅令第一一三〇号「物資統制令」が制定・施行された。これにより「生活必需物資統制令」が廃止されたが、附則にあるように、生活必需物資統制令に基づいて発した命令の効力は維持された。

以上のように、国家総動員法が南洋群島に延長適用され、また同法を母法とした各種統制令が南洋群島にも適用された。統制令の規定にしたがって、南洋庁長官は施行規則を定めた庁令を発した。こうした「価格等統制令」や「生活必需物資統制令」、「物資統制令」の施行によって、南洋群島在住者の生活が総力戦体制に組み込まれ、その生活形態が大きく変容したのである。

2. 大政翼賛会と隣組の設置

こうした統制令などの施行を末端にまで徹底するために、一九四〇（昭和一五）年に隣組などが設置された。日本本土や沖縄では同年九月一

一日付内務省訓令第一七号「部落会町内会等整備要領」が発せられて部落会・町内会や隣組が新設された。これにより、国・府県・市町村・部落会・町内会・隣組という上意下達の行政システムが構築された。南洋群島も例外ではなく、部落・区・隣保組が設置された。ただし、先述のように、南洋群島には内務省訓令が適用されなかったために、近藤駿介南洋庁長官は、内務省訓令を踏襲したうえで、南洋群島の実情に適合するように、各支庁に同年一月二五日付南洋庁訓令第六〇号「隣保組織要領」^⑨を発布した。

◎南洋庁訓令第六十号

支庁

隣保団結ノ精神ニ基キ群島内住民ヲ組織結合シ万民翼賛ノ本旨ニ則リ地方共同ノ任務ヲ遂行セシムル為左ノ要領ニ依リ隣保組織ノ結成ヲ図ラントス仍テ之ガ実績ヲ挙グルニ努ムベシ

昭和十五年十二月五日

南洋庁長官 近藤駿介

隣保組織要領

第一 目的

一 隣保団結ノ精神ニ基キ群島内住民ヲ組織結合シ万民翼賛ノ本旨ニ則リ地方共同ノ任務ヲ遂行セシムルコト

二 国民ノ道徳的鍊成ト精神的団結ヲ図ルノ基礎組織タラシムルコト

三 国策ヲ汎ク国民ニ透徹セシメ国策万般ノ円滑ナル運用ニ資セシムルコト

四 国民経済生活ノ地域的統制単位トシテ統制経済ノ運用ト国民生活ノ安定上必要ナル機能ヲ發揮セシムルコト

第二 組織

一 部落常会

や植民地に戦争協力体制が構築された。満洲事変勃発後に「戦争熱」・「排外熱」が高まり、日中戦争勃発直後に国民精神総動員運動は各種団体を中心に日本本土や植民地などで展開され、地域住民は戦争に協力せざるをえなかったのである。その後、第一次近衛文麿内閣の予想とは異なり、日中戦争が長期化しつつある状況のなかで、一九三八（昭和一三）年に国家総動員法が制定され、一九四〇（昭和一五）年に大政翼賛会や「隣組」が設置された。これにより、一九三八（昭和一三）年に降に総力戦体制が構築されたのである。

南洋群島も例外ではなく、総力戦体制に基づいて社会構造も大きく変容した^⑤。国家総動員法が勅令で南洋群島にも延長適用され、各種統制令が施行されるとともに、一九四〇（昭和一五）年に南洋群島大政翼賛会と隣組が設置された。これにより、南洋群島在住者の生活も総力戦体制に組み込まれたのである。

そこで本稿では、南洋群島における総力戦体制の構築について概観したうえで、沖縄出身女性の証言に基づいて総力戦体制下の生活形態の一端について明らかにする。

第一節 南洋群島における総力戦体制の構築

一九三八（昭和一三）年に国家総動員法が南洋群島に延長適用され、以後、各種統制令が南洋群島にも施行された。また一九四〇（昭和一五）年に隣組の設置によつて上意下達の行政システムが構築された。同年に南洋群島大政翼賛会が設置されて翼賛運動が展開され、さらに隣組や既存の各種団体の活動にも影響力を及ぼした。以下、南洋群島における総力戦体制の構築ついて概観する。

1. 「国家総動員法」の制定と南洋群島への延長施行

一九三八（昭和一三）年三月に法律第五号として国家総動員法が制定された。先述のように、南洋群島に帝国議会の協賛を経て制定された法律はそのまま施行できなかったため、同年五月三日に「南洋群島ニ於ケル国家総動員二関スル件」との勅令が制定され、南洋群島にも国家総動員法が適用された。その条文は以下の通り^⑥。

朕南洋群島ニ於ケル国家総動員二関スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和十三年五月三日

内閣総理大臣 侯爵 近衛文麿

拓務大臣 大谷尊由

勅令第三百十七号（昭和十三年五月四日公布）

南洋群島ニ於ケル国家総動員二関シテハ国家総動員法ニ依ル

附則

本令ハ昭和十三年五月四日ヨリ之ヲ施行ス

この勅令の制定により、日本本土に施行された国家総動員法のすべての条文が南洋群島に適用されることになった。そして日本本土では国家総動員法が母法となつて各種統制令は勅令で制定されたが、「南洋群島ニ於ケル国家総動員二関スル件」に基づいて南洋群島にも適用された。こうして日本本土や南洋群島などに総力戦体制が構築されたのである。

かかる各種統制令は地域住民の生活形態に大きな影響を及ぼした。なかでも物資に関する統制令には「価格等統制令」や「生活必需物資統制令」、「物資統制令」などがある。以下、これら三つの統制令が南洋群島に適用され、地域住民の生活に及ぼした影響について確認する。

戦争によつて物資の価格が高騰した。このインフレーションを抑制するために、「価格等統制令」が一九三九（昭和一四）年一〇月一八日に制

総力戦体制下南洋群島と沖縄出身女性

― 隣組での活動に焦点をあてて ―

はじめに

南洋群島は第一次世界大戦中に日本海軍の占領下に置かれ、戦後日本の委任統治地域となった。その後、南洋群島に大日本帝国憲法を適用しないとの政府見解で、本来帝国議会の協賛を経て制定されなければならない法律事項は勅令で南洋群島に適用された^①。また、一九二二（大正一一）年三月三十一日に南洋庁が行政機関として設置された。南洋庁長官に対する指揮監督権は、「南洋庁官制」によつて当初内閣総理大臣に属したが、その後「南洋庁官制」の改正などによつて、一九二九（昭和四）年六月以降には拓務大臣となり、一九四二（昭和一七）年一月に大東亜大臣に属した。こうして日本本土で施行される各省大臣の命令なども南洋群島に及ばず、原則として南洋庁長官あるいはその監督大臣の命令が施行された。

こうして南洋群島が日本の統治下に置かれると、一九二〇年代から三〇年代前半にかけて南洋興発株式会社の製糖業を中心とした産業開発がなされた。一九三〇年代後半期以降、「南進政策」と南洋群島の「開発」が関連づけられた^②。結果、農業や漁業だけでなく土木建設業などの雇用も拡大した。この労働力には、主に沖縄出身者があてられたのである。

他方、沖縄に対して、近代日本は「琉球処分」後に「旧慣温存」を基

川 島 淳（沖縄国際大学南島文化研究所特別研究員）

調とした政策を遂行したが、日清戦争後に旧慣温存政策を転換して、土地整理事業の実施や徴兵令の適用、沖縄県及島嶼町村制の施行によつて「ヤマト化」を加速化させた。こうして沖縄の社会構造が変容しつつあるなかで、沖縄出身男性は、経済的事情や「閉塞感」、徴兵忌避などの理由で、南洋群島などの植民地や海外に移動した。なかでも、まず沖縄から南洋群島に渡航する男性が増加し、これに伴つて沖縄出身女性のなかには、結婚という人生儀礼の一つとして男性に呼び寄せられたり、夫とともに渡航したり、あるいは夫の生活の安定によつて南洋群島に渡航したりする女性も増加した^③。その結果、南洋群島で性別役割分業が序列化・固定化された^④。こうして南洋群島在住の沖縄出身女性の人生は、図らずも、沖縄と南洋群島に対する日本の統治政策遂行や、女性と男性の関係性などに翻弄されたのである。

一九三一（昭和六）年には満洲事変が勃発し、関東軍は満洲国を建国して、満洲地域を日本の支配下に置いた。一九三七（昭和一二）年に蘆溝橋事件が勃発して日中戦争へと発展した。一九四一（昭和一六）年に日本は英米仏蘭に宣戦を布告して太平洋戦争が勃発し、日本はフィリピンや蘭領インドシナなどを占領した。一九四二（昭和一七）年になると、日本軍にとつての戦局が悪化して占領地域は縮小し、一九四四（昭和一九）年に南洋群島が戦場となった。翌年に日本は敗戦を迎えた。

こうした日本の武力行使を伴う拡大膨張政策遂行に伴つて、日本本土

〔表紙写真〕

浦添市・中国福建省泉州市友好都市締結25周年

泉州市との交流は、はるか琉球王朝時代に遡り、察度王の入貢がそのはじまりで、中国側の受け入れ港が泉州だったといえます。再び友好の輪を広げたきっかけは、1981年（昭和56年）に浦添市が「中国進貢使路の旅」として学術文化調査団を派遣したことです。

1988年（昭和63年）9月に、何世代にも亘る友好と世界の恒久平和に貢献するため、浦添市と泉州市は、友好都市締結調印式を行いました。

現在の交流としては、経済交流団や文化交流団の派遣・受入、締結5周年毎には交互に記念式典を実施しています。また、教育委員会では、隔年に小・中学生交流団を派遣・受入しています。

2013年（平成25年）に友好都市締結25周年を迎え、浦添市から市長を団長とする友好訪問団が泉州市に赴き、盛大に記念式典が行われました。

（記念樹：琉球黒檀 方言名：黒木）

タイトル「よのつち」は、古琉球の歌謡集『おもろさうし』にみられる古語で、世間・現実の頂上や最上を意味します。オモロで謡われる「よのつち」は大半が浦添関係オモロにあり、「うらおそい（浦襲い）」の同意語としてやや固有名詞化して「浦添城」を指しています。

よのつち 浦添市文化部紀要 第10号

編集：浦添市教育委員会 文化部 浦添市立図書館
〒901-2114 沖縄県浦添市安波茶二丁目2番1号
TEL：098-876-4946（よくよむ）
FAX：098-875-1772
発行日：平成26（2014）年3月27日
発行：浦添市教育委員会 文化部
〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶一丁目1番1号
浦添市役所ホームページ <http://www.city.urasoe.lg.jp>
印刷：株東洋企画印刷
